

ダイワSMA Webサービスによる取引報告書等の電子交付に係る取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第9条 電子交付の方法の変更</p> <p>1. 当社は、<u>お客様に予め通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更することがあります。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>第14条 規定の変更</p> <p>この規定は、法令の変更、<u>監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、お客様に通知することなく変更されることがあります。</u></p> <p>附則</p> <p>1. この規定は、<u>平成21年1月5日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第9条 電子交付の方法の変更</p> <p>1. 当社は、法令に反しない範囲で電子交付の方法を第14条に従って変更することがあります。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第14条 規定の変更</p> <p>この規定は、法令の変更、<u>日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。</u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、<u>効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則</p> <p>この規定は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>